

様

新居浜市監査委員 寺 村 伸 治
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也
新居浜市監査委員 山 本 健十郎

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、平成30年8月1日から同年10月10日までの間に実施した定期監査について、同条第9項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第12項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

- 1 監査の基本方針 公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、事務事業が効率的、効果的に行われたかに重きをおいた監査を実施した。
- 2 監査の対象 市民部・環境部・建設部
- 3 監査の範囲 平成29年度に実施した事務事業全般
- 4 監査を実施した委員 寺村伸治・柿並哲也・山本健十郎
- 5 監査の方法 関係部局等から関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。
- 6 監査の結果 平成29年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。
今後においても、さらに適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、市民福祉の増進のため、なお一層の努力をされたい。
なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

市 民 部

1 市民部の主な事務事業

(1) 地域コミュニティ課

- ア 市民活動の推進に関する事。
- イ コミュニティの振興に関する事。
- ウ 自治会に関する事。
- エ 協働の推進に関する事。
- オ 国際化に関する事。
- カ 計量に関する事。
- キ 市民相談に関する事。
- ク 消費生活センターに関する事。

(2) 防災安全課

- ア 危機管理に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- イ 地域防災計画に関する事。
- ウ 災害対策本部に関する事。
- エ 自主防災組織に関する事。
- オ 国民保護計画に関する事。
- カ 地域の防犯活動等の推進に関する事。
- キ 交通安全思想の普及に関する事。

(3) 人権擁護課

- ア 人権擁護に関する事。
- イ 住宅新築資金等貸付事業に関する事。
- ウ 人権問題の調査及び指導に関する事。
- エ 人権教育の計画、運営及び指導に関する事。
- オ 地域改善対策奨学金事務に関する事。

(4) 男女共同参画課

- ア 男女共同参画施策の総合企画、調整及び調査に関する事。
- イ 男女共同参画施策の推進に関する事。
- ウ 男女平等の意識啓発に関する事。
- エ 女性団体の育成に関する事。
- オ 女性センター及び働く婦人の家に関する事。
- カ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する事。

(5) 市民課

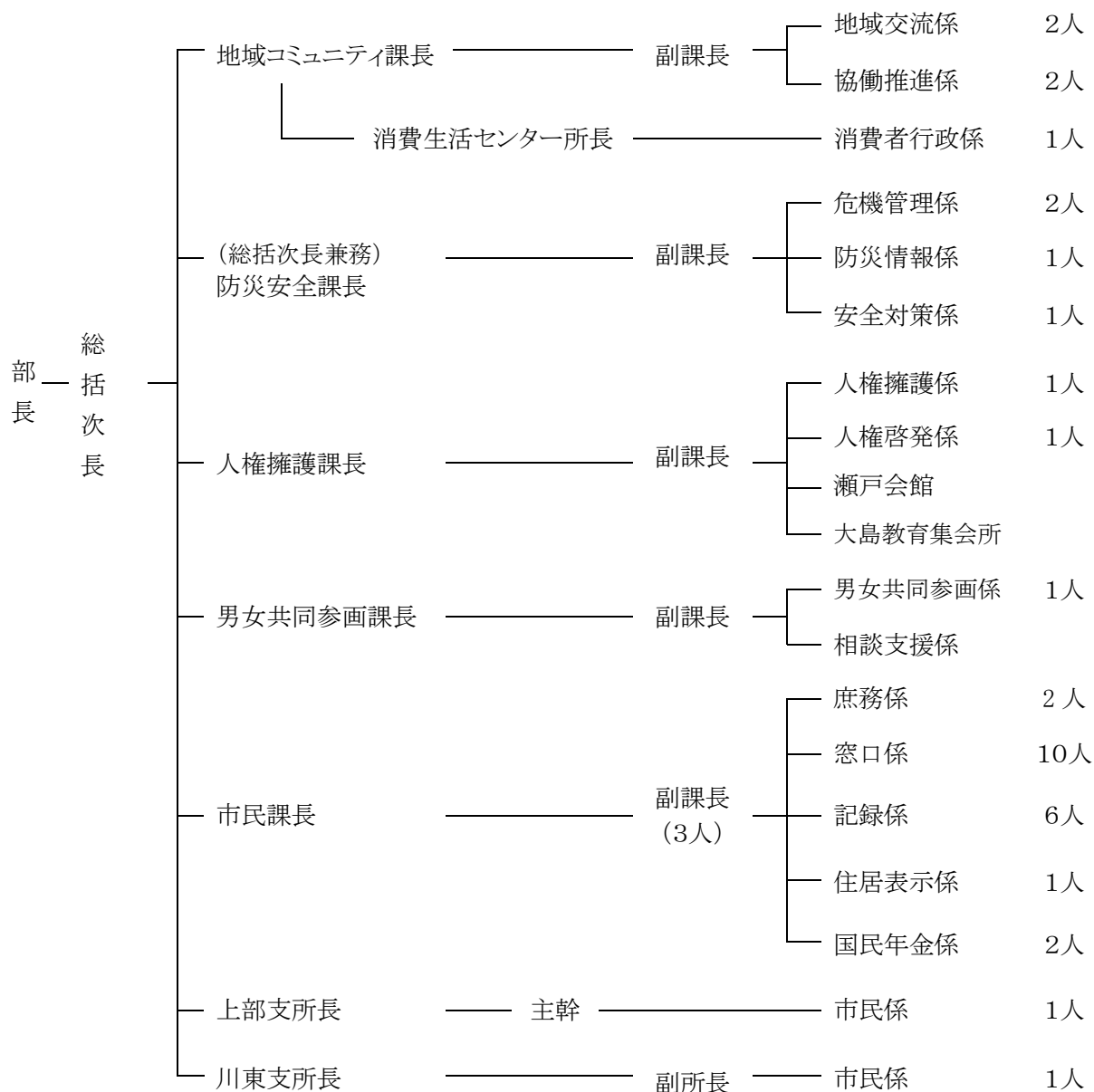
- ア 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録等の諸届並びに証明に関する事。
- イ 自動車臨時運行の許可に関する事。
- ウ 人口動態の調査に関する事。

- エ 在留関連事務及び特別永住許可事務に関すること。
- オ 住居表示に関すること。
- カ 国民年金の普及及び広報に関すること。
- キ 船員法の事務に関すること。
- ク 市税に係る諸証明の発行に関すること。
- ケ 一般旅券の発給申請受理及び交付等に関すること。

(6) 上部支所・川東支所

- ア 庁舎及び庁舎敷地の維持管理
- イ 市税、国民健康保険料、使用料、手数料その他の収入金の収納事務
- ウ 戸籍の届書の受付並びに住民基本台帳及び印鑑に関する諸届の受理
- エ 市税に係る諸証明の発行
- オ 住民票の写し、戸籍に関する証明、印鑑証明等諸証明の発行

2 職員の配置状況 53人（平成30年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 平成29年度に実施した主な事業

(1) まちづくり協働オフィス事業

新居浜市の市民活動の発展のため、中間支援組織としてまちづくり協働オフィス事業を実施。平成29年度より、まちづくり協働オフィスに登録している全団体が加入する「新居浜市まちづくり協働オフィス運営協議会」に運営業務を委託した。運営協議会の個人会員、関係機関職員、事務局職員で運営等について話し合いを重ね、市民活動交流会の開催、分野別ネットワークの構築や団体と団体、市民と団体との交流推進を図った。また、登録団体主催のイベント等の取材を行うとともに、ホームページ等を通じて情報発信を行った。

利用登録団体数：245団体 利用者数：延べ6,110人

<事業費> 7,784,950円

(2) 家具転倒防止等推進事業

地震による被害から市民の身を少しでも多く守るため、65歳以上のみの高齢世帯及び身体障害者手帳等所持者を対象に、家具転倒防止のための家具固定器具取付け及びガラス飛散防止フィルム貼付けに係る費用の助成を行った。

家具固定器具取付け：18件

ガラス飛散防止フィルム貼付け：18件

<事業費> 253,707円

(3) 男女共同参画推進費

男女がいきいきと活動できる男女共同参画社会の構築のため、男女共同参画計画のより一層の推進を図った。また、男女共同参画推進条例に基づき、女性の社会参画への意識改革を進めた。なお、継続して推進することが必要である。

<事業費> 1,907,504円

4 使用料、手数料の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
自動販売機設置使用料 (自治会館)	80,302	80,302	0
女性総合センター使用料	1,927,845	1,927,845	0
自動販売機設置使用料等 (女性センター)	166,898	166,898	0
戸籍謄・抄本手数料	18,545,400	18,545,400	0
住民基本台帳手数料	17,626,200	17,626,200	0
印鑑証明手数料	9,352,500	9,352,500	0
印鑑登録手数料	1,020,000	1,020,000	0
その他証明手数料	447,900	447,900	0
個人番号カード等再交付手 数料	697,700	697,700	0
自動車臨時運行許可手数料	219,000	219,000	0
船員手帳交付等手数料	49,400	49,400	0
計量検査手数料	179,520	179,520	0

5 指摘事項及び回答内容（回答は平成30年9月21日付け）

（1）コミュニティ活性化事業交付金について

意欲ある地域で取り組むソフト事業として事業実施団体に支払っている交付金の中に、補助対象外経費としている昼食代が一部含まれているものがある。事業実施団体から提出された報告書及び領収書等の確認を十分に行い、適正な事務の執行に努められたい。

（地域コミュニティ課）

<回答>

ご指摘の内容につきましては、補助対象外経費となることから、説明のうえ交付金の返還の手続きを行いました。

今後は、交付金事業の適正な執行のために、提出書類の事前確認と報告書等のチェック体制を強化してまいります。

（2）地域コミュニティの再生について

地域コミュニティの再生は毎年重点事務事業に掲げられ、既存組織の地域活動の枠を超えて連携協力を促進するネットワーク型のまちづくりに向け、協議会型の地域運営組織や職員サポート体制、公民館との連携の方策など様々な角度から検討が進められている。検討が始められてから相当の年月が経過したが、新しい体制の全体像がいまだに明らかにされておらず、新体制の構築によって現状の組織体制では対応しきれない諸問題をどう克服し、既存組織である自治会の果たすべき役割をどう変えていくのかなど、検討を深めるための議論が十分進んでいるように見えない。

本件は困難な課題であり、取組に時間を要することは理解しているが、第五次長期総合計画にも掲げられたものであり、今後のタイムスケジュールを明らかにするとともに、庁内外を問わず関係者間の協議、検討を積極的に進められたい。

（地域コミュニティ課）

<回答>

人口減少や超高齢社会を迎える中で、地域を取り巻く環境が大きく変化しており、単位自治会長を対象に実施したアンケート調査でも、連帯意識の希薄化や自治会離れを危惧する意見が多くなっています。地域課題の解決や魅力ある地域づくりを目途に地域が主体的に各種の事業に取り組んでいますが、参加者の固定化や役員のなり手不足など、地域力の向上と地域の人材育成は大きな課題と考えています。

このようなことから、住民自治の一層の推進と持続可能な地域づくりのために、庁内プロジェクトにおいて、地域と行政の協働のまちづくりを推進する地域運営の組織づくり、活動の拠点づくり、財政面や人的な支援方策等について調査検討を進めています。

今後、なるべく早期に市の考え方や目指すべき方向性を確立し、地域コミュニティの再生、再編に向けて取り組みを図ってまいります。

（3）住宅新築資金等貸付金の滞納債権について

平成22年度以降、住宅新築資金等貸付金の滞納額は毎年減少している。これは滞納解消に向けた担当課の積極的な取組の成果であると評価できるものの、ここ数年の対前年比徴収率は1年ごとに上昇、低下を繰り返す状況が続いており、平成29年度の徴収率は4.68%となっている。

徴収率が伸びていない主な理由は、借受人（債務者）の高齢化や病気等による就労不能等ということであるが、今後、貸付金の回収が更に困難になっていくことが見込まれる。今後、一層きめ細やかな訪問徴収や納付相談・指導等の取組を行うとともに、滞納者の実態把握を図りながら、特に悪質な滞納者等には法的措置を更に強化するなど、これまで以上に適正な債権管理と滞納債権の的確な回収対策に努められたい。

（人権擁護課）

＜回答＞

住宅新築資金等貸付金の滞納債権回収につきましては、個別の納付相談結果等に基づいて滞納者の生活実態を把握しながら、よりきめ細やかな訪問徴収や納付相談・指導等に取り組んでまいります。さらに訪問等によっても接触できない滞納者については、債権管理課との連名により催告書を送付いたします。

また、悪質滞納者に対する法的措置等につきましては、抵当権実行を前提として弁護士に納付交渉を依頼している事案も含め、引き続き顧問弁護士や債権管理課の助言や支援等も受けながら、未収金の回収強化と適正な債権管理を行ってまいります。

環 境 部

1 環境部の主な事務事業

(1) 環境保全課

- ア 環境に関する施策の総合企画及び調整に関すること。
- イ 市民環境活動の促進に関すること。
- ウ 墓地に関すること。
- エ 犬の登録、野犬対策並びにねずみ族及び昆虫の駆除に関すること。
- オ し尿の収集に関すること。
- カ 浄化槽設置整備事業補助金に関すること。
- キ 公営葬儀及び火葬場に関すること。
- ク 一般廃棄物（し尿）処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに指導監督に関すること。
- ケ 省エネルギー設備及び新エネルギー設備の導入支援に関すること。

(2) ごみ減量課

- ア 一般廃棄物処理計画に関すること。
- イ ごみの分別収集に関すること。
- ウ ごみの減量及びリサイクル推進に関すること。
- エ 一般廃棄物（ごみ）処理業の許可並びに指導監督に関すること。
- オ まち美化の推進に関すること。
- カ 産業廃棄物（市長が定めたものに限る。）の指導及び調査に関すること。

(3) 環境施設課

- ア 一般廃棄物処理施設の整備に関すること。
- イ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。

(4) 下水道管理課

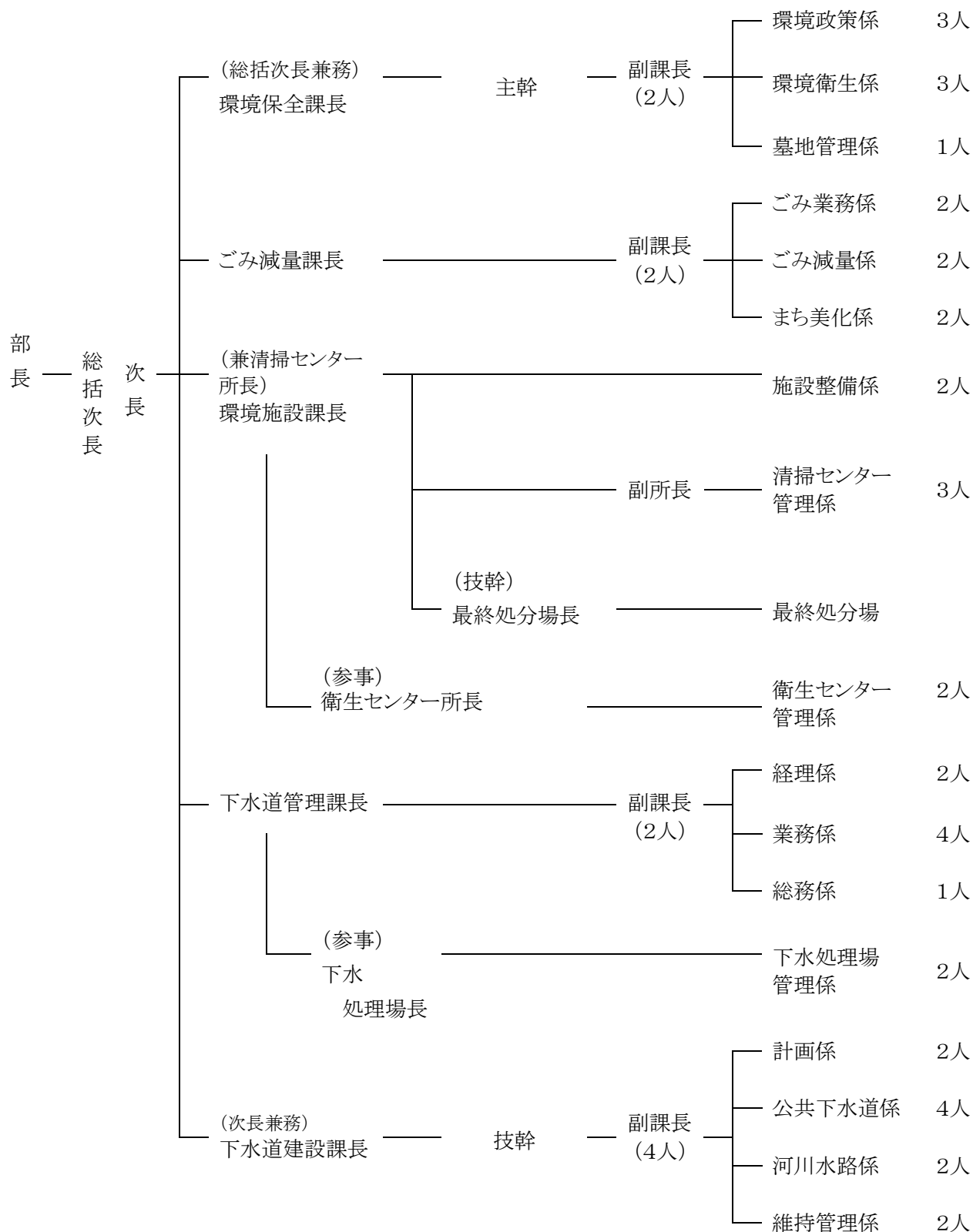
- ア 公共下水道の使用促進及び水洗化相談に関すること。
- イ 下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金、下水道使用料の賦課徴収に関すること。
- ウ 排水設備（除害施設を除く。）工事の審査確認及び完了検査に関すること。
- エ 指定工事店及び責任技術者に関すること。
- オ 水洗便所改造資金の融資のあっせん及び利子補給に関すること。
- カ 下水道事業の経営に関すること。
- キ 下水処理場に関すること。

(5) 下水道建設課

- ア 下水道計画の策定に関すること。
- イ 公共下水道、都市下水路及び一般下水路に関すること。
- ウ 排水ポンプ場及び排水樋門に関すること。

- エ 市管理河川に関すること。
- オ 県管理河川及び国土交通省所管海岸の連絡に関すること。
- カ 市有土地（水面）使用に関すること。

2 職員の配置状況 61人（平成30年4月1日現在）



3 平成29年度に実施した主な事業

(1) 環境活動促進事業

行政、市民の協働による環境保全活動の促進のため、新居浜市地球高温化対策地域協議会活動事業、環境家計簿普及などの環境活動推進事業、渦井川水系の環境保全活動補助事業、エコして得するポイント事業を実施した。

＜事業費＞ 2,059,168円

(2) ごみ減量化推進事業

ごみ減量推進を目的に、生ごみ処理容器等普及啓発、レジ袋の削減推進を実施することにより、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進によるごみの減量を図った。事業者、市民団体との協定により平成21年6月1日からレジ袋の無料配布中止を開始し、平成26年3月1日からは市内大手スーパー全店舗で実施している。平成29年度のマイバッグ持参率は79.2%となっている。また、平成21年度から、生ごみ処理普及啓発として、家庭における生ごみ処理方法の紹介、生ごみ減量講習会の実施等啓発を行っている。

※参考 段ボールコンポスト普及個数 863個、講習会開催数 90回

＜事業費＞ 1,859,000円

(3) ごみ収集事業

ごみの減量や資源化を図りつつ、衛生的な生活環境を維持するために生活系ごみについて、燃やすごみ、不燃ごみ、布類、プラスチック製容器包装、びん（色別）、缶、ペットボトル、古紙類及び有害ごみの分別による定期収集を実施した。業務委託により24,936tの家庭ごみの定期収集を行い、うち古紙・布類1,823tを直接資源化し、容器包装プラスチック1,121t、ペットボトル207t、びん・缶類1,053t等を清掃センターに搬入し、資源化の推進を図った。

＜事業費＞ 289,136,724円

(4) 清掃センター施設整備事業

適正かつ安定的なごみ処理を行うため、プラント内各設備の定期点検及び設備更新・改造を実施し、機器の機能低下及び故障を未然に防止するとともに、二酸化炭素排出量の削減、地球温暖化防止にも貢献できた。

＜事業費＞ 1,982,142,120円（繰越分含む。）

(5) 衛生センター施設整備事業

安定したし尿処理設備機器の運転を行うため、点検整備事業で定期的な点検、部品交換、給油等を実施し、設備機器の構造を常に良好な状態に維持することができた。

＜事業費＞ 46,764,000円

(6) 汚水処理施設共同整備事業、汚水処理施設附帯整備事業

衛生センターの老朽化に伴い建替えや延命化を検討した結果、し尿・浄化槽汚泥を下水処理場で共同処理することがもっとも経済的であり、水環境の保全及び安全で快適な市民生活を維持できることから、下水処理場にし尿・浄化槽汚泥を受け入れする受入施設を建設する。また、共同処理に伴い必要な下水処理場の増設工事を実施する。

＜事業費＞ 共同整備事業：18,000,000円

附帯整備事業：3,610,000円

(7) 企業会計導入事業

下水道事業の経営健全化を目的として、総務省から平成32年4月までに公営企業会計の導入を要請されているため、導入支援研修等を実施するとともに、固定資産調査及び評価等業務、企業会計システム導入業務等の移行事務を進めている。

<事業費> 47,440,000円(繰越分含む。)

(8) 終末処理場改築事業

下水処理場は、供用開始後37年が経過し、設備機器の耐用年数が超えており、かなり老朽化している。施設の機能回復を図るため、国の交付金事業として計画的・段階的に現有施設の改築更新を実施し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図っている。平成29年度は汚水ポンプ設備改築工事、再構築基本設計等を実施した。

<事業費> 249,990,000円(繰越分含む。)

(9) 管渠等建設事業、単独下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水被害の解消を目的に、公共下水道の主要管渠及び公共下水道の面整備(単独下水道事業)を行った。

<事業費> 管渠等建設事業 608,261,000円(繰越分含む。)

単独下水道事業 935,100,000円(繰越分含む。)

4 使用料、手数料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分		調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	
一 般 会 計	葬祭施設使用料	282,570	282,570	0	0	
	葬具使用料	5,001,890	5,001,890	0	0	
	墓地使用料	9,345,000	9,345,000	0	0	
	自動販売機等設置使用料(斎場)	195,095	195,095	0	0	
	畜犬登録手数料	3,472,490	3,472,490	0	0	
	し尿処理手数料	8,891,602	8,846,012	0	45,590	
	ごみ処理手数料(ごみ減量課)	240,000	240,000	0	0	
	ごみ処理手数料(清掃センター)	118,978,320	118,978,320	0	0	
	自動販売機設置使用料(清掃センター)	95,483	95,483	0	0	
	衛生センター手数料	2,961,520	2,961,520	0	0	
	自動販売機設置使用料(衛生センター)	35,675	35,675	0	0	
特 別 会 計	平尾 墓園	墓園使用料	11,550,000	11,550,000	0	0
		管理手数料	462,000	462,000	0	0
	公 共 下 水 道	受益者負担金	34,043,100	33,200,100	0	843,000
		区域外流入分担金	11,680,400	11,680,400	0	0
		下水道使用料	1,432,650,029	1,414,094,111	4,156,903	14,399,015
		下水管理敷地使用料	92,020	92,020	0	0
		督促手数料	1,305,743	1,305,743	0	0
登録及び試験手数料	321,000	321,000	0	0		

5 指摘事項及び回答内容（回答は平成30年10月24日付け）

（1）旅費について

旅費計算基準では、旅行日が閑散期に該当する場合の運賃は、通常期のJR指定席特急料金より片道200円引きとすることが明記されているが、職員の出張旅費において、正確な割引運賃を適用せず支給したのが見受けられる。今後においては、基準に沿って算定支給されたい。

（環境保全課）

<回答>

過払いとなっていた旅費については速やかに戻入しました。今後はこのようなことがないように、旅費計算基準に沿った算定支給を実施いたします。

（2）時間外勤務等命令書について

時間外勤務等命令書の一部について、勤務の区分誤りによる支給額の不足が生じている。内容を確認のうえ改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

（ごみ減量課）

<回答>

平成29年9月の時間外勤務に関する勤務の区分誤りについて、直ちに誤りを確認し、人事課に追給依頼を行いました。

今後は、システムの自動計算を過信せず、全ての項目のチェックを徹底し、適正な事務処理に努めます。

（3）大島火葬場及び別子山火葬場について

大島火葬場については、平成21年度以降、また、別子山火葬場については、平成17年度以降利用実績がなく、両火葬場ともに、平成26年4月1日から休止している。今後、大島火葬場及び別子山火葬場の利用が見込めないのであれば、両火葬場の廃止について検討を進められたい。

（環境保全課）

<回答>

大島火葬場及び別子山火葬場については、近年の利用実績がなく、存続について監査指摘を受けたことから、平成25年度に大島及び別子山連合自治会に対し、「今後の在り方について」説明を行うとともに、地元住民に対しアンケート調査を実施しました。調査結果は、両連合自治会共に火葬場施設の休廃止の検討という意見が9割を超えたことから、地元の意見を踏まえ、両連合自治会から休廃止にかかる地元同意を得て、平成26年4月から火葬場を休止しております。休止から5年目を迎え、これまで休止したことの影響もないことから、廃止について検討を進めます。

（4）清掃施設勤務手当について

衛生センター及び清掃センター・最終処分場に勤務する職員に対する清掃施設勤務手当の金額及び支給する者の範囲は、職員の給与に関する条例別表第3に定められている。金額は勤務場所に依りて1日当たり定額であり、支給する者の範囲は施設の機器若しくは設備の点

検、整備、清掃等又はし尿・廃棄物の処理等の作業（以下、「特殊な職務」という）に従事したものとなっている。本手当は不快で不健康な勤務の特異性に配慮して定められたものであり、規定から判断すると、手当支給の有無は出勤当日特殊な勤務に従事したか否かによるものとなっている。

これらの職場では少数の職員が事務と現業の区別なく日々一体となって特殊な職務に従事しているとのことで、職員は出張・研修日を除く全ての出勤日にこの手当を受給しているが、出勤当日特殊な職務に従事したことを証する記録がなく、支給の適否を判定しがたいところがある。個々の職員の特殊な勤務の従事实績がより明確となるよう記録文書の書式を改善し、本手当支給に係る透明性の向上を図られたい。

(環境施設課)

<回答>

今後は、衛生センター及び清掃センター・最終処分場に勤務する職員に対する清掃施設勤務手当については、個々の職員が特殊な業務に従事した内容が明確になるような記録簿を作成するとともに、所属長がそれを確認するよう事務処理を行います。

建設部

1 建設部の主な事務事業

(1) 都市計画課

- ア 都市計画に関すること。
- イ 国土利用計画及び国土利用計画法に基づく調査、指導及び進達に関すること。
- ウ 駐車場法に関すること。
- エ 崖崩れ防災対策に関すること。
- オ 都市景観に関すること。
- カ 都市公園等に関すること。
- キ 新居浜駅前駐車場等及び新居浜駅前駐輪場等に関すること。
- ク 屋外広告物に関すること。
- ケ 土地区画整理事業に関すること。
- コ 新居浜駅周辺整備に関すること。

(2) 国土調査課

- ア 地籍調査の計画実施に関すること。
- イ 地籍調査の成果に関すること。

(3) 道路課

- ア 道路及び橋りょうの調査計画に関すること。
- イ 都市計画道路事業に関すること。
- ウ 地方道事業及び県費補助事業に関すること。
- エ 道路の改良及び修繕補修に関すること。
- オ 交通安全施設に関すること。
- カ 市道の維持管理に関すること。
- キ 道路災害復旧事業に関すること。
- ク 市道占用許可に関すること。

(4) 用地課

- ア 用地の取得（借地を除く。）及び借受けに関すること。
- イ 地上物件その他の補償に関すること。
- ウ 取得物件の登記に関すること。
- エ 地価公示に関すること。

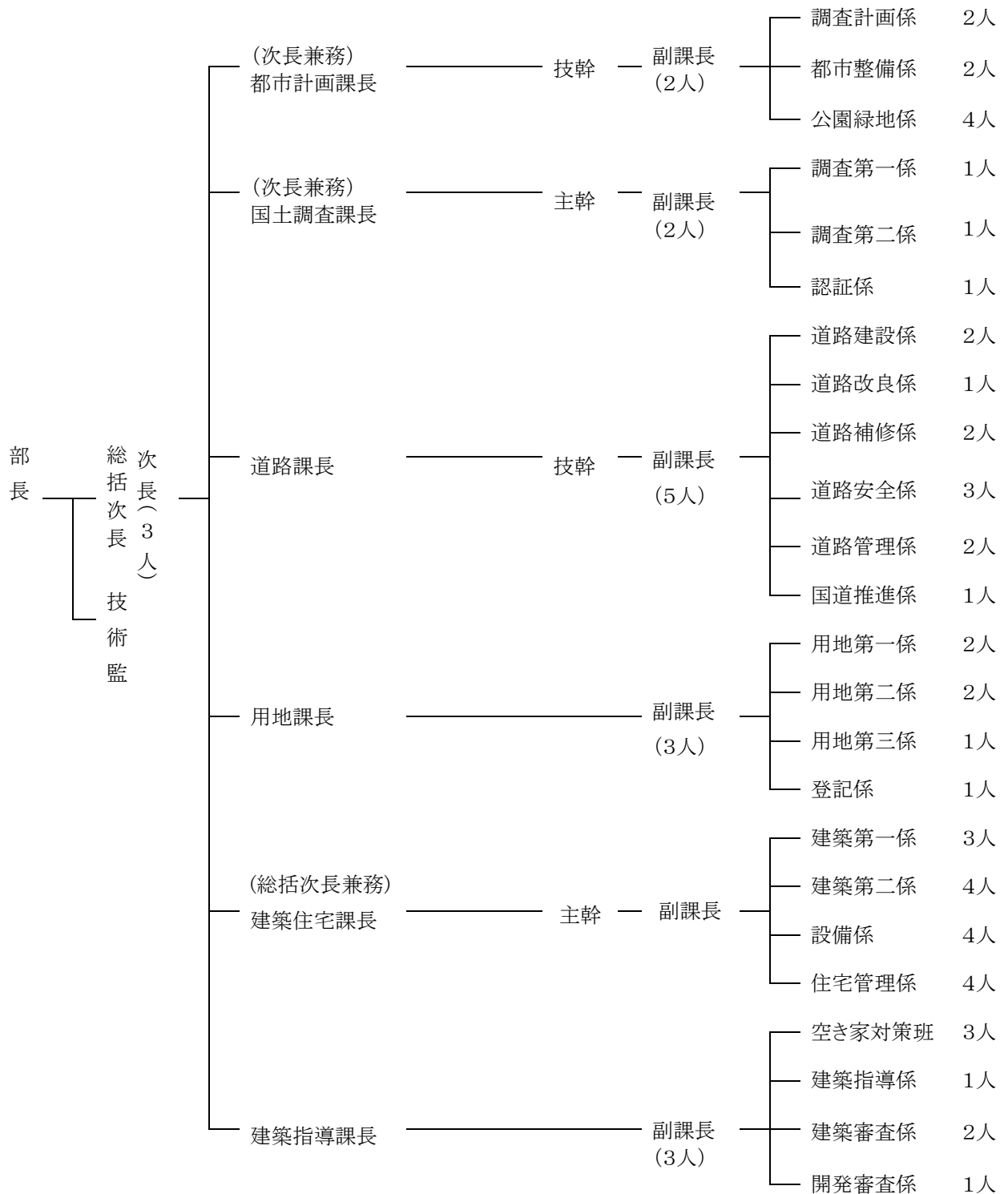
(5) 建築住宅課

- ア 市営住宅及び活性化推進住宅の建設並びに補修に関すること。
- イ 市有建築物の建設、補修及び点検に関すること。
- ウ 市営住宅及び活性化推進住宅の管理に関すること。
- エ 住宅地区改良法に係る県知事からの委任に関すること。
- オ 旧雇用促進住宅及び移住支援住宅の管理等に関すること。

(6) 建築指導課

- ア 建築基準法の実施に関すること。
- イ 建築行政指導及び相談に関すること。
- ウ 開発許可申請等の審査に関すること。
- エ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の実施に関すること。
- オ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の実施に関すること。
- カ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の実施に関すること。
- キ エネルギーの使用の合理化等に関する法律の実施に関すること。
- ク マンションの建替え等の円滑化に関する法律の実施に関すること。
- ケ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の実施に関すること。
- コ 都市の低炭素化の促進に関する法律の実施に関すること。
- サ 空家等対策の推進に関すること。

2 職員の配置状況 79人 (平成30年4月1日現在)



3 平成29年度に実施した主な事業

(1) 都市公園整備事業

まちづくり校区懇談会等で要望のあった神郷校区及び大生院校区において、都市公園を整備した。神郷公園については、4月に供用を開始し、多くの市民に利用されている。大生院都市公園については、測量及び実施設計、既存建屋の撤去及び造成工事を実施した。

<事業費> 59,171,367円 【内訳】 25,196,967円 (H28 繰越分 神郷)
33,974,400円 (大生院)

(2) 地籍調査事業 (※別子山地区分を含む。)

迅速な災害復旧、円滑な公共事業の推進、固定資産税の公平な課税等土地の有効活用を図るため、地籍調査事業を実施した。

<事業費> 49,936,018円 【内訳】 29,626,830円 (別子山地区)
20,309,188円

(3) 別子山地区市道整備事業

蔭地線は、幅員が狭小で路外へ転落の恐れや山からの落石などの危険があり、道路整備により地域住民の安全と利便の確保を図った。

大野線は、別子山竹ケ市地区の住民の唯一の生活道路であり、主要地方道高知伊予三島線が被災した際のバイパス機能を果たす道路であることから、改良整備により地域住民の交通安全と利便性の確保を図った。

大湯線は、観光施設である「ゆらぎの森」へのアクセス道路であると共に、新居浜市地域防災計画で指定されている拠点ヘリポートへのアクセス道路にもなっており、改良整備により通行人等の交通安全と利便性の確保を図った。

<事業費> 14,399,616円

(4) 市営住宅の住環境整備

市営住宅の安全性等を確保するために、耐震診断、耐震改修を実施した。平成28年度からの繰越事業として、桜木団地1、2、3号棟の耐震診断・補強設計及び松原団地5-3、5-4、6-4号棟の耐震補強工事を実施した。平成29年度事業として、東雲団地及び南小松原団地9-8号棟の耐震診断と東雲団地の補強設計、松原団地6-3、6-5、6-6号棟の耐震補強工事を実施した。

<事業費> 63,834,640円 【内訳】 33,562,000円 (H28繰越分)
30,272,640円

(5) 公営住宅建替推進事業

老朽化した公営住宅の建て替えにより、安全性の確保、バリアフリー性能の向上等居住環境の整備を図った。平成28年度から29年度繰越事業として、治良丸南団地1号棟及び集会所の新築工事を実施した。

<事業費> 641,783,040円 【内訳】 373,511,040円 (H28繰越分)
268,272,000円

(6) 民間木造住宅耐震診断事業

民間による木造住宅の耐震診断の円滑な実施を支援し、建築物の耐震性の向上を図るため、診断費用の一部について補助を行った。

<事業費> 1,900,000円

(7) 民間木造住宅耐震改修補助事業

民間による木造住宅の耐震改修の円滑な実施を支援し、建築物の耐震性の向上を図るため、設計・工事・監理費用の一部について補助を行った。

<事業費> 27,260,000円

(8) 危険家屋除却補助事業

安全安心な生活環境の確保及び良好な地域景観の保全を図るため、老朽化等による危険な空き家を除却する者に対して、除却費用の一部について補助を行った。

<事業費> 3,969,000円

4 使用料、手数料の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
公営駐車場使用料	13,391,200	13,391,200	0
公営駐輪場使用料	11,371,050	11,371,050	0
公園使用料	815,089	815,089	0
自動販売機設置使用料 (都市計画課分)	105,579	105,579	0
地籍調査成果交付手数料	8,100	8,100	0
屋外広告物許可申請手数料	1,143,360	1,143,360	0
用途地域等証明手数料	9,000	9,000	0
道路使用料	35,965,370	35,965,370	0
開発許可等手数料	2,916,930	2,916,930	0
建築確認手数料	6,925,300	6,925,300	0
自動販売機設置使用料 (市営住宅分)	346,355	346,355	0

5 市営住宅家賃等の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額	
家 賃	現年度分	296,044,150	287,395,120	97.1%	0	8,649,030
	滞納繰越分	40,008,589	13,214,654	33.0%	2,023,160	24,770,775
	計	336,052,739	300,609,774	89.5%	2,023,160	33,419,805
共益金	現年度分	35,007,364	33,473,451	95.6%	0	1,533,913
	滞納繰越分	16,354,898	3,281,314	20.1%	7,380	13,066,204
	計	51,362,262	36,754,765	71.6%	7,380	14,600,117
駐車場	429,120	420,480	98.0%	0	8,640	
督 促 事務費	家賃	219,300	219,300	100%	0	0
	駐車場	2,300	2,300	100%	0	0
	計	221,600	221,600		0	0

6 指摘事項及び回答内容 (回答は平成30年11月16日付け)

(1) 時間外勤務手当について

時間外勤務等命令書の一部について、システムへの入力誤りによる過払いが生じている。内容を確認のうえ改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(建築住宅課)

<回答>

時間外勤務システムへの休憩時間の入力漏れに伴う手当の過払いについては、時間外勤務

手当等集計表及び個人別集計表を訂正の上、適正な支給額を算出し、人事課に返戻依頼を行いました。今後は、入力担当者と課長の間にもう一人内容を確認する者をおくことにより、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行います。

(2) 地籍調査について

本市では、長年にわたり毎年対象地区を定め地籍調査を実施しているが、一部の地域において、地籍調査を実施したにもかかわらず、認証請求手続をしていないものや、成果の写しを登記所に送付していないものなど、その成果を適切に処理できていないケースが見受けられる。これは、対象地区の中に境界確認ができていない土地や確認の見込みが立たない土地があり、登記手続に先立って必要な県知事への認証手続が遅れているためである。当調査は、通常着手から登記完了まで3年間で終える計画で進められていることからすると、時間がかかり過ぎていることは否めない。

地籍調査は対象者も多く、個人の財産に関係することから、境界等を確認することが困難な事案も多いと思われるが、遅れている事案については早急に解決を図るとともに、地籍調査の成果が迅速かつ有効に活用できるよう、積極的に認証手続を行い、成果の写しを登記所へ送付するよう努められたい。

(国土調査課)

<回答>

現在地籍調査実施中の調査地区については、立会から最終立会まで工程管理を適切に実施し、境界の確認の見通しが立たない場合は筆界未定として取り扱い、調査開始後3年目には法務局に成果を送付します。また、今後事業に着手する人口集中地区（DID地区）においては、一筆地調査前年に概況調査を実施し、調査地区の公図と現況の差異や法定外公共物の状況等を把握し、円滑な地籍調査の実施を図っていくことで、認証遅延の防止に努めます。

認証請求及び登記所への成果の送付が遅れている地区については、計画的に最終立会を進め、最終立会においても筆界の確認ができない場合は筆界未定として、地籍簿案及び地籍図案を作成し、年間2地区を目標に認証請求及び登記所へ成果を送付し、地籍調査成果送付遅延地区の解消に努めます。